

議案第 71 号

損害賠償の額の決定について（追認）

石垣市港湾事業特別会計に係る消費税及び地方消費税を、次のとおり納付したことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

1 事件の概要

石垣市港湾事業特別会計に係る消費税及び地方消費税について、令和 5 年 12 月に石垣税務署から指摘を受け、令和 2 年度及び令和 3 年度分の修正申告を行った。これに伴い、加算税として、令和 2 年度 2,851,500 円、令和 3 年度 4,941,500 円に加え、2 カ年分の延滞税 1,368,100 円が発生し、合計 9,161,100 円を納付した。

2 損害賠償の相手方

国

3 損害賠償額

9,161,100 円

令和 7 年 9 月 8 日提出

石垣市長 中山 義隆

理由

地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を経ずに行われた損害賠償の納付について、追認議決を求める。

これが、この議案を提出する理由である。